

養護教諭の職務と役割の変遷

—災害・学校事故発生時における養護教諭の役割の観点から—

大野 志保¹⁾ 窪田 由紀²⁾

I はじめに

養護教諭は、諸外国には類を見ない職種であり、我が国特有の制度で独自の発展を遂げてきた。教育職員としての養護教諭のはじまりは、昭和16年に制定された国民学校令で「養護訓導」として位置づけられたことによる。その後、昭和22年の学校教育法の制定により「養護教諭」に改称された。学校教育法第37条で「小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない」と規定され、養護教諭は学校に置かなければならない教育職員であり、その職務については、同法第37条第12項に「養護教諭は児童の養護をつかさどる」と定められている。

養護教諭は学校教育においてのみ、その職務を果たし得る職である（三木，2009）。つまり、養護教諭の職務である「養護」の対象は学校に在籍する児童生徒であるため、子どもたちが置かれている社会環境や生活環境の変化により、養護教諭の役割も変化してきた。特に1990年代後半からは、いじめや不登校など、子どもたちの心の健康問題が深刻化する中で、これまで果たしてきた役割が大きく評価されたことにより、養護教諭に関わるいくつもの制度が改正され、学校組織内での位置づけが変化し、求められる役割が増えていった。さらに、1995年以降には、阪神・淡路大震災をはじめとする大規模自然災害がおき、自然災害発生後には災害に特化した多くの役割を担ってきた。

そこで本研究では、1990年代後半からの法律や制度の改正を踏まえて変化してきた養護教諭の職務と役割の変遷を整理するとともに、1995年以降に起こった大規模地震の後に求められた養護教諭の役割を踏まえて、学校において事件・事故が起こった場合の養護教諭の役割を明らかにし、今後の課題について提案することを目的とする。

II 1990年代後半からの養護教諭に関わる制度等の改正と職務・役割の変遷

1. 保健主事、管理職への登用

1995年「いじめ対策緊急会議」（文部省，1995）において、養護教諭は悩みを持っている児童生徒の「心の居場所」としての役割を果たしている実態があり、保健室での児童生徒の様子からいじめの兆候に気付くことも多いため、養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加えるなど、校務分掌上により適切に積極的な位置付けが必要であると報告され、いじめ対策における養護教諭の役割が重視されるようになった。この報告を受け、1995年（平成7年）学校教育法施行規則の一部改正が行われ、養護教諭も保健主事に登用されることとなった。保健主事とは、学校教育法施行規則に規定された学校保健活動の企画・調整にあたる教員（学校保健会，2003）で、学校保健に関する活動の管理を行う。具体的な職務は、学校保健と学校全体の行事などに関する調整や学校保健計画の作成、学校保健組織活動（学校保健委員会など）の推進とその職務は多岐にわたる。

さらに、2000年（平成12年）の学校教育法施行規則の一部改正により、幅広く人材が確保できるよう校長及び教頭の資格要件が緩和され、養護教諭にも管理職登用の道が開けた。各都道府県において徐々に登用が増えている状況にある（日本学校保健会，2012）。

2. 保健学習への参画 ～養護教諭の専門性の活用～

1997年の教育職員養成審議会答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（文部科学省，1997）では、いじめ、登校拒否、薬物乱用、性の逸脱行動等の深刻な問題に対処するとともに、児童生徒の健やかな心身の発達を援助するため、養護教諭の有する知識及び技能の専門性を教科指導に活用する観点から、例えば、養護教諭が「保健」の授業を担当する教諭又は講師となり得るよう、所要の制度的措置を講ずる必要がある、と述べられた。この答申を受け、1998年（平成10年）教育職員免許法の一部が改正され、養護教諭の免許状を有し養護教諭として3年以上養護をつかさどる主幹教諭又は

1) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科博士課程（後期課程）（指導教員：窪田由紀教授）

2) 名古屋大学大学院教育発達科学研究科

養護教諭としての勤務経験がある者は、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるようになった。

3. 養成カリキュラムの改正と複数配置基準の改正

1997年（平成9年）保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」（文部科学省、1997）では、心の健康問題の深刻化に伴い、学校におけるカウンセリング等の機能の充実が求められた。養護教諭については、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあるため、養護教諭の行うヘルスカウンセリング（健康相談活動）がより重要視され、新たな役割として位置づけられ、その役割に対する期待が高まった。加えて、養護教諭に求められる資質として、保健室を訪れた児童生徒に対応するために必要な知識理解、確かな判断力と対応力など、児童生徒の健康に関する現代的課題解決のための指導力があげられた。さらに、1995年に保健主事登用の途を開く制度改正に伴い、企画力、実行力、調整能力を身に付けることも望まれた。この答申を受け、翌年1998年（平成10年）には、教育職員免許法施行規則の一部が改正され、養護教諭養成のカリキュラムの養護の科目に「健康相談活動の理論及び方法」が新設された。

2001年（平成13年）には、第7次義務教育諸学校教員配置改善計画により、養護教諭の複数配置基準が改正され、小学校は児童数851人以上、中学校・高等学校は生徒数801人以上、特別支援学校は児童生徒数61人以上の学校に複数配置が進められた。しかし、複数配置基準が緩和されたとはいえ、平成23年度に実施された保健室利用状況に関する調査報告書（2013）によれば、養護教諭の複数配置は全体の12.8%であり、未だ一人配置校が多いのが現状である。

4. 大学院への入学資格の改善

1999年（平成11年）大学審議会答申「大学院入学者選抜の改善について」（文部科学省、1999）において、養護教諭の一種免許状及び専修免許状を取得した者は、教諭についての場合と同様に大学院入学資格を認めることが適当であると述べられ、学士の学位を有しない養護教諭にも大学院入学資格が認められた。このことは、大学院は、学段段階で培われた専門的素養と基礎的能力に加えて、専門性を一層向上させていくことを基本としていることから養護教諭のさらなる専門性の向上が期待されたといえる。

5. 養護教諭の職務と役割の明確化

2008年（平成20年）中央教育審議会答申「子どもの

心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（文部科学省、2008）では、養護教諭は学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康問題の解決に向けて重要な責務を担っているとされ、養護教諭の役割の明確化が図られた。養護教諭の職務については、保健管理、保健教育、保健組織活動、保健室経営、健康相談の5項目に整理された。この答申を踏まえ、2009年（平成21年）学校保健法が大幅に改正された。保健と安全の両方を規定した法律であることから名称も「学校保健安全法」と改称された。中央教育員議会答申（2008）及び学校保健安全法等から、養護教諭の主な役割は、①学校内及び地域の医療機関等との連携を推進する上でコーディネーターの役割、②養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な健康相談、健康観察、保健指導の実施、③学校保健センター的役割を果たしている保健室経営の実施（保健室経営計画の作成）、④いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題の早期発見、早期対応、⑤学級（ホームルーム）活動における保健指導をはじめ、チーム・ティーチングや兼職発令による保健学習などへの積極的な授業参画と実施、⑥健康・安全に関わる危機管理への対応（救急処置、心のケア、アレルギー疾患、感染症等）と考察されている（学校保健会、2012）。

Ⅲ 大規模災害発生時における養護教諭の役割

1. 大規模地震が起きた地域の養護教諭の活動

1995年、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震は、我が国で初めての大都市直下を震源とする地震であり関東地震に次ぐ死者を出した（気象庁、1997）。そのため、被災者への心理社会的支援活動の重要性が認識され、その支援は「心のケア」と呼ばれるようになり（藤森ら、1995）、学校現場でも使用されるようになった。北口（1996）は、災害が子どもたちに及ぼす精神医学的影響について、これまで我が国ではほとんど報告されていないことから、保健管理活動をどのように展開すればよいのか、暗中模索の状態だったと報告し、児童精神科医の協力を得て、養護教諭として行った相談活動について紹介している。

2004年に起こった新潟県中越地震では、兵庫県南部地震以来の最大震度7を観測し（気象庁、2005）、多くの尊い命が失われた。新潟県養護教員研究協議会は、震災3か月後の2004年12月に被災地区の養護教諭に記述式の調査を行い、緊急報告新潟県中越地震に学ぶ～養護教諭としての取組を振り返って～（新潟県養護教員研

究協議会，2005)と震災後の養護教諭の活動を，震災後から学校再開までと学校再開から1週間に分けて報告している。さらに学校再開後の保健室利用状況や児童生徒の様子，養護教諭として感じたことについてもまとめている。あわせて，災害発生時対応チェックリストの試案や心のケアに関しての資料も掲載している。2007年に再び起きた新潟県での地震(新潟県中越沖地震)の後には，改訂版として，学校危機管理—新潟中越大地震に学ぶ地震が起きた!その時，学校は，保健室は?!—養護教諭の対応と保健室の役割(新潟県養護教員研究協議会編，2008)が発行された。

2011年に起きた東北地方太平洋沖地震は，東北地方から関東地方にかけて太平洋沿岸で非常に高い津波を観測し，各地で甚大な被害が発生した(気象庁，2012)。今までの地震との大きな相違点は，原発事故による放射性物質の漏出の影響により，福島県の多くの人々が避難生活を余儀なくされたことである。青柳ら(2014)は，東日本大震災後2年半を経過した時点における養護教諭が行う健康支援の実際について，福島県の養護教諭を対象とした調査を行い，養護教諭が行った健康支援は児童生徒のメンタルヘルスに配慮しながら，相談体制を整え，必要に応じて気になる子ども達を医師や臨床心理士によるケアへとつなげていたと報告している。さらに，災害時には多くの役割を担うこととなる養護教諭への支援の必要性についても指摘している。

自然災害等を経験した各県の養護教諭研究部会がそれぞれの活動をまとめた報告書を発行しているが，静岡県養護教諭研究会は，災害後の対処だけではなく，災害に備えての準備も含めた「養護教諭のための災害対策・支援ハンドブック事前準備から災害後の心のケアまで」(静岡県養護教諭研究会，2013)を発行した。

2. 大規模地震後に行われた文部科学省の調査

文部科学省は，2008年8月に新潟県中越沖地震の被災地域の学校を調査対象として，各校の校長，学級担任，養護教諭に質問紙調査を実施している(文部科学省，2010)。この報告によると養護教諭は，震災直後には，子どもたちの「安否の確認」を中心に教職員と連携して心身の「健康状態の把握」に当たっており，学校再開後には，支援が必要な子どもには「健康相談」を行い，再開後時間が経つにつれ，スクールカウンセラーや心の相談員，地域の医療機関とも連携を図ることが増えていたとされている。この結果から，養護教諭を中心として組織的に子どもの心のケアに当たっており，心のケアに果たしている養護教諭の役割は大きいことが明らかにされた。この調査結果をもとに，特に自然災害時における子どもの心のケアについて，教職員の役割を示した「子ど

もの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—」(文部科学省，2010)が発行された。

2014年には，東日本大震災に伴う子どもの心身の健康状態を的確に把握し，子どもの心身の健康状態に応じた行政，学校等の適切な対策を講じる際の基礎資料を得ることを目的とし，2008年に実施された調査と同様に校長，学級担任，養護教諭を対象に調査を行っている(文部科学省，2014)。その結果によれば，9割以上の養護教諭が，子どもの心身の健康状態を日頃からの確に把握して問題の早期発見，早期対応に努め，常に情報収集を心がけ，問題の背景要因を把握して，子どもが相談しやすい保健室の環境づくりに努めていた。この調査では，教員のメンタルヘルスにも触れ，「教職員自身の震災の影響と思われる健康不安がある」と回答した養護教諭は，校長や担任の倍であったこと，教職員の心のケアについても「課題がある」と回答した学級担任や養護教諭は校長の3倍以上であり，管理職と直接子どもたちのケアにあたる教員間で差があることが示された。まとめとして，子どもの心のケアを担う組織体制(リーダーは校長)と学校管理者による適切な勤務管理が重要であるとし，子どものケアに直接かかわる学級担任等が子どもの問題を一人で抱えるのではなく，組織で取組み教職員の置かれている状況を関係職員で共有することで，学級担任等の孤立感の軽減につながるとしている。また，この調査結果を踏まえて，教職員による健康観察の必要性，危機発生時の健康観察のポイント，学校における心のケアの基本や健康相談のポイント等を具体的に示した「学校における子供の心のケア～サインを見逃さないために」(文部科学省，2016)が発行された。

3. 大規模災害発生時に養護教諭が果たした役割

大規模地震発生後に養護教諭は，地震発生直後は児童生徒の安否確認を中心に教職員と連携して心身の健康状態を把握し，学校再開後は他の教員と協力して健康観察を強化し，必要な児童生徒へは健康相談へとつないでいた。さらに長期化する児童生徒の心の問題への対応は，医師や臨床心理士などの専門家へつなげていた。また，避難所となった学校では，避難所の設営や救急処置，感染症対策や衛生管理などの役割も担っていた(佐光ら，2011)。このことから分かるように，健康観察や健康相談，学校外部の関係機関との連携など，災害発生時の役割自体は日常業務の延長線上にあるといえるが，より丁寧に果たすことが重要であるといえる。

IV 学校事故発生時における養護教諭の役割

学校管理下におけるけがや事件・事故などによる子ども

もの命にかかわる出来事への対応には、迅速に適切な救命処置を行う（文部科学省，2010）ことが重要である。その処置の中心となるのは養護教諭である。養護教諭は学校の中で、医学や看護学の基礎的知識を持った唯一の教職員であり、特に救急処置において高い期待が持たれているとともに、養護教諭自身も自身が果たすべき重要な役割の一つとして認識している。具体的な事例として、学校での転落事故を経験した養護教諭へのインタビュー調査から、事故現場に駆けつけた養護教諭はパニックになり現状を否認しながらも、必死に救急処置を行ったことが報告されている（窪田他，2013）。

学校管理下で事故が起こった場合は、養護教諭には事故報告書の作成など、当該事故の事後措置に関わる業務が課せられる。重大事故が起こり、その救急処置にも関わったことによって養護教諭自身も混乱している中で、通常の保健室として機能させることに加えて、事故に関わる事後措置等に関わることによる精神的ストレスは特に大きい。大野（2017）が生徒の死亡事故を経験した養護教諭へのインタビュー調査からこのことを明らかにしている。

さらに、児童生徒の生命が危険にさらされたり障害が残るような大きな事故では、負傷した児童生徒への救急処置だけではなく、事故発生時に負傷した児童生徒と行動を共にしていたり、現場に居合わせたりして事故を目撃した児童生徒や負傷した児童生徒と関わりの深かった児童生徒への対応（福岡県臨床心理士会緊急支援の手引き作成委員会，2005）も必要となってくる。油布他（2005）の報告にあるように、保健室は傷病に対する救急処置を行う場であるとともに、悩みを抱えた児童生徒の居場所としての役割も果たしている。そのため、事故発生後の養護教諭は、日常の保健室利用者に加えて、事故が原因で精神的に不安定になった児童生徒への対応にも追われることとなる。

学校の日常で起こる事故は、多くの人々が一度に被災する自然災害等とは異なり、実際に生命の危機に曝される人の数は少ないが、学校の教職員や児童生徒など事故の関係者にとっては、大きな危機状態である。窪田他（2012）は、学校危機時の教師の反応に関する調査研究において、養護教諭は、他職種と比して直後の心理的反応が大きくそれに対して適切なストレス対処がとり難いことを報告している。これは、先にも述べたように、養護教諭は負傷した児童生徒の救急処置に対して中心的に関わっており、大きなストレスを抱えているためであると考えられる。

養護教諭は、重大事故が起こった場合には、事故直後は負傷した児童生徒の救急処置の中心的な役割を担い、

その後は、長期にわたり当該事故が原因で不安定となった児童生徒のケアを担うため、それに伴う精神的ストレスが大きい。にもかかわらず、多くの学校で一人配置のため、学校の中で同じ立場で気持ちを共有できる教員がいない現状がある。児童生徒を支援する養護教諭が精神的に安定することは、児童生徒への適切なケアを行う上では欠かせないと考える。丸山他（2014）が、事故後に臨床心理士チームの緊急支援を受けた養護教諭への調査から、専門的立場からの助言は気持ちを楽にさせた要因であると報告していることから、学校での事故発生時において、外部の専門家からの教員、特に傷病者の救急処置や精神的に不安定な児童生徒の対応をする養護教諭へのサポートが期待される。

V まとめと今後の課題

本研究では、1990年代以降の法律や制度の改正から養護教諭の職務と役割の変遷をたどるとともに、1995年以降に起こった大規模地震発生時に養護教諭の果たした役割を踏まえて、日常の学校における事故発生時の養護教諭の役割について検討した。

社会や生活環境の変化とともに、子どもたちの心身の健康問題も変化してきた。それに伴って養護教諭の役割も変化してきた。教員もそうであるが、特に養護教諭は日常的に児童生徒への支援を行う教育職員であると認識されているため、養護教諭自身の負担に目を向けられることは少なく、従って、養護教諭を支援する視点での報告はほとんどされていない。また、学校で起こった事故発生時における養護教諭が具体的に果たした役割やその困難感に関する報告は少ない。学校事故発生時の児童生徒への支援をより充実させるためには、今後は、事故発生時における具体的な養護教諭の役割及び児童生徒の支援にあたる困難感を把握し、養護教諭への支援体制を構築していくことが期待される。

引用文献

- 青柳千春・阿久澤智恵子・丸山幸恵・田村恭子・鹿間久美子・佐光恵子（2014）. 養護教諭がとらえた東日本大震災後の児童・生徒の健康状態と養護教諭の健康支援活動（第2報）～養護教諭へのインタビュー調査から～. 学校保健研究, 56, 228-237.
- 福岡県臨床心理士会緊急支援の手引き作成委員会（2005）. 学校における緊急支援の手引き改訂版. 福岡県臨床心理士会編 学校コミュニティへの緊急支援の手引き, 金剛出版, pp.157-272.

- 藤森和美・藤森立男(1995). 心のケアと災害心理学—悲しみを癒すために—. 芸文社.
- 気象庁(1997). 気象庁技術報告 平成7年(1995年) 兵庫県南部地震調査報告
- 気象庁(2005). 気象庁技術報告 平成16年(2004年) 新潟県中越地震調査報告
- 気象庁(2012). 気象庁技術報告 平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震調査報告
- 窪田由紀・樋渡孝徳・山田幸代・向笠章子・林幹男(2012). 学校コミュニティの危機への緊急支援プログラムに関する実証的研究(2) —プログラム精緻化に向けての質問紙調査の実施と結果の概要—, 日本心理臨床学会第31回大会論文集, 309.
- 窪田由紀・成田絵吏・山中大貴・林亜希恵・丸山笑里佳・林幹男(2013). 危機に遭遇した学校の回復過程の検討—学校管理下の生徒の死亡事故を経験した立場の異なる教師の語りの分析から—, 日本教育心理学会第55回総会発表論文集, S94-S95.
- 北口和美(1996). 深刻な喪失体験は心にも影響を与えていました. 健, 25, 56-60.
- 小林朋子編著 静岡県養護教諭研究会著(2013). 養護教諭のための災害対策・支援ハンドブック事前準備から災害後の心のケアまで. 東山書房.
- 三木とみ子(2009). 養護の本質と概念. 三木とみ子編集代表 四訂養護概説, ぎょうせい, pp.1-4.
- 丸山笑里佳・窪田由紀・和田浩平・成田絵吏・山中大貴・林亜希恵・石川雅健・大野志保(2014). 学校危機に遭遇した教師の体験に関する実証的研究(3) —加害者・被害者双方が学校関係者である学校管理下事件に遭遇した養護教諭の事例から—, 日本心理臨床学会第33回大会論文集, 435.
- 文部省(1995). 文部省「いじめ対策」緊急会議報告(全文) —いじめの問題の可決のために当面取るべき方策について—, 現代教育科学, 466, 5-15.
- 文部科学省(1997). 教育職員養成審議会答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」
- 文部科学省(1997). 保健体育審議会答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」
- 文部科学省(1999). 大学審議会答申「大学院入学者選抜の改善について」
- 文部科学省(2008). 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り, 安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」
- 文部科学省(2010). 子どもの心のケアのために—災害や事件・事故発生時を中心に—
- 文部科学省(2014). 平成24年度非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書
- 文部科学省(2016). 学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—
- 新潟県養護教員研究協議会(2005). 緊急報告新潟県中越大地震に学ぶ—養護教諭としての取組を振り返って—
- 新潟県養護教員研究協議会編(2008). 学校危機管理—新潟中越大地震に学ぶ地震が起きた! その時, 学校は, 保健室は?!—養護教諭の対応と保健室の役割. Office2.
- 日本学校保健会(2003). 保健主事の手引き三訂版
- 日本学校保健会(2012). 学校保健の課題とその対応—養護教諭の職務等に関する調査結果から—
- 日本学校保健会(2013). 平成23年度調査結果保健室利用状況に関する調査報告書
- 大野志保(2017). 生徒の死亡事故を経験した養護教諭の安定過程. 安田裕子・サトウタツヤ編著 TEMでひろがる社会実装 ライフの充実を支援する, 誠信書房, pp.128-146.
- 大澤智子(2010). 二次受傷の理解. 日本心理臨床学会支援活動プロジェクト委員会(編) 危機への心理支援学—91のキーワードでわかる緊急事態における心理社会的アプローチ, 遠見書房, pp.51-52.
- 佐光恵子・中下富子・伊豆麻子・金泉志保美・牧野孝俊・福島きよの・鹿間久美子(2011). 新潟県中越沖地震における養護教諭の実践活動と学校保健室の機能について: 養護教諭へのインタビューによる質的分析から, 日本公衆衛生雑誌, 58, 274-281.
- 油布佐和子・洞沙織(2005). 養護教諭の生活と意識(2) —15年の変容をたどる—, 福岡教育大学紀要, 54, 41-55.

(2017年10月25日受稿)

ABSTRACT

The change in the professional duties and roles of *Yogo* teachers:
From the perspective of the role played by *Yogo* teachers
during disasters and school incidents

Shiho OHNO and Yuki KUBOTA

The current study aims to shed light on the role played by *Yogo* teachers (school nurse/health teacher in the Japanese school system) when incidents and accidents take place at schools. This will be done based on the role played by *Yogo* teachers that were required of them at the time of major earthquakes that have struck since 1995. The study will also mention areas of future research for the purpose of thinking about support for *Yogo* teachers who support children. This will be achieved while analyzing the professional duties of *Yogo* teachers and the role they play which have changed due to the revision of a law and the system that took place in the latter part of the 1990s. In the latter part of the 1990s, the severity of psychological problems suffered by children who were bullied and those who refuse to go to school caused the role played by *Yogo* teachers in relation to the strategy aimed at dealing with these problems to be evaluated. This resulted in *Yogo* teachers being assigned as managers and health managers. This had the effect of expanding their role. When disasters such as major earthquakes struck during this system revision, not only did they take on the responsibility of caring for the psychological health of young students as the top priority, they also played many roles such as the operation of the school and hygiene management when the school was used as a shelter. However, although *Yogo* teachers are recognized as educational personnel who support young students, not much research has been done from the perspective of support for *Yogo* teachers. Also, not much research has been done related to *Yogo* teachers during times incidents take place at schools. It was not possible to determine the role they played and the difficulties faced by *Yogo* teachers at such times. More research needs to be done on the structure of the system of support for *Yogo* teachers by determining the specific role played by *Yogo* teachers at times incidents take place and the difficulties faced by *Yogo* teachers when supporting young students.

Key words: *Yogo* Teachers, system revision, role change, natural disasters, school incidents